

神奈川県立県土整備局
指定管理者選定審査委員会港湾部会
評価報告書
(真鶴港)

令和6年11月

1 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
◎ ^{しばやま} 柴山 ^{ともや} 知也	中央大学研究開発機構 機構教授	学識経験者
○ ^{かせだ} 総田 はるみ	横浜商科大学 教授	学識経験者
^{かねこ} 金子 ^{のりあき} 紀昭	日本プレジャーボート協会 副会長	施設利用代表者
^{すずき} 鈴木 ^{りょうこ} 亮子	公認会計士	経理に関する識見を有する者
^{たかはし} 高橋 ^{あけみ} 明美	社会保険労務士	労務管理に関する識見を有する者

2 スケジュール

令和5年5月18日	第1回委員会開催（選定基準（案）の検討）
令和6年7月24日	申請要項配布・質問の受付開始
令和6年9月3日	質問受付終了
令和6年9月17日	申請受付終了
令和6年10月11日	第2回委員会開催（プレゼンテーション審査・質疑、採点及び評価）

3 評価の実施方法

（1）会議の公開・非公開について

申請者によるプレゼンテーションは公開とし、選定基準（案）の検討、採点及び評価は、神奈川県情報公開条例第25条第1項第2号「会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」に該当すると判断されるため、非公開とした。

（2）選定手続について

神奈川県県土整備局河川下水道部河港課において、申請内容の確認等を行うとともに、委員に申請書類を送付した。

第2回委員会で、申請者によるプレゼンテーション・質疑を実施した上で、委員による評価及び採点を行った。

（3）委員会としての評価点について

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各委員の協議により委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
一 サービスの向上 (55)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な運営方針、考え方 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-1(1)
	2 施設の維持管理	(1) 維持管理業務	①清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	5	条例第20条	事業計画書 I-2(1)
		(2) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針	5	条例第20条	事業計画書 I-2(2)
		(3) 利用調整業務	①業態の異なる複数事業者間（石材事業者、漁業者等、ヨット利用者等）の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10	条例第20条	事業計画書 I-2(3)
	3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 開かれた港湾を目指した利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③港の賑わいを創出するイベントの開催など施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ④海上交通の普及啓発など、周辺の港との連携に向けた取組に対する考え方	10	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-3(1)
		(2) 利用者への対応、利用料金	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-3(2)
	4 事故防止等安全管理	(1) 事故防止等	①通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針 ④急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5	条例第20条	事業計画書 I-4(1)
		(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県への協力等についての実施方針 ②感染症等の感染拡大時の対応方針 ③災害時における緊急物資受入港としての対応方針	5	条例第20条	事業計画書 I-4(2)
	5 地域と連携した魅力ある施設づくり	(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり	①地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ②地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-5(1)

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
等 Ⅱ (20)	6 節減努力等	(1) 節減努力等	(県が指定管理者に指定管理料を支払う施設) 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 $\frac{\text{提案額} - \text{積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額}}{\text{提案額}} \times 20$ 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。	20	条例第20条	事業計画書Ⅱ-6(1)
			①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ-7(1)
目 Ⅲ 団体の業務遂行能力(25)	8 財政的な能力	(1) 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ-8(1) 団体の収支予算書 収支決算書 財務諸表
	9 コンプライアンス、社会貢献	(1) コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ④障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ⑤手話言語条例への対応 ⑥社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書Ⅲ-9(1)
	10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	(1) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	①申請開始日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ②個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ-10(1)
	11 これまでの実績	(1) これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ②県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ-11(1)

※ 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。

※ 積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となる。

※ 積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがある。

5 評価結果

委員会において厳正な評価を行った結果、次のとおりであった。

団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
	サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
真鶴町（足柄下郡真鶴町）	43	20	18	81

6 提案概要及び評価の内容

提案者	真鶴町
-----	-----

(1) 提案の概要

I サービスの向上

(指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等)

- 運営方針1 安全で安心した利用できる港
真鶴港みなとまちづくり協議会を活用し、利用者から意見、要望を聴取し、公正公平に調整を行い、より一層、安全で安心した活用を図るとともに、県と町との連携を強化し、災害の規模や種別に応じた適切な対応を速やかに行えるよう努める。
- 運営方針2 交流拠点としての港
より一層、多くの人々が利用し、地域の活性化に寄与するよう利用者の利便性の向上を目指す。また、港を賑わいの場とするため、関係団体と連携し、各種イベントの企画・開催を進めるとともに手続き業務の効率化などサービスの向上を図る。

(維持管理業務)

- 清掃業務については、県の維持管理の水準に基づき定期清掃を行う。また、港湾利用者や近隣住民からの通報・要望には即座に対応するとともに、台風通過後の港湾内の清掃についても迅速に対応し、施設を常に清潔に保つよう心掛ける。
- 夏季に多くの人々が利用する琴ヶ浜海岸及び琴ヶ浜公衆トイレは、1日3回の巡視を行い、清掃を行うなど、利用者が快適に利用できるよう努める。
- 巡視業務については、日々目視等により施設の点検及び異常の有無の確認を毎日行い、異常個所の早期発見を心掛け、危険行為を行う者や秩序を乱す者に対しては、施設利用の中止や利用方法の変更を指示する等、適切に対処する。
- 保守点検業務については、施設を安全で快適に利用できるよう、必要がある場合は専門業者へ委託することにより施設の保守管理を行う。
- 修繕業務については、日常の清掃・巡視業務の中で修繕が必要な個所の発見に努め、発見した場合は、県に速やかに報告するとともに、できる限り直営で行うこととし、迅速な対応と修繕費の節約、危険個所の早期対策を図り、適切な維持管理を行う。

(利用承認業務)

- 岸壁、荷さばき地及びヨット等係留施設の管理運営については、神奈川県港湾条例等を熟知した上で、適正な業務を実施する。
- 利用承認業務については、申請者の個人情報等を数多く取り扱うことから、外部への漏洩等のないよう細心の注意を払い事務を執行する。
- ヨット利用者・石材業者・漁業関係者・民間マリーナ及び遊覧船事業者と調整の上、それぞれに不都合が生じないよう努めるとともに、地元の企業や利害関係団体の優先性を認めず、中立性を確保しつつスペースを最大限に利用する。

(利用調整業務)

- 複数の事業者の権利関係が絡むことになるので、それらを踏まえた上で公平中立な管理ができるよう、利用調整に努める。
- 利用調整の場としては、「真鶴港みなとまちづくり協議会」等を活用するとともに、必要に応じて各団体との個別会合を持って調整に努める。

- 岸壁の主たる事業者である石材業者に対し、利用申請時に石材の荷卸し等の状況を的確に把握し、港湾利用者や周辺住民等に随時周知するとともに、利用者に危険等が及ぶと考えられる場合は、利用制限を行うなど適切な管理運営を行う。
- 台風発生時等天候の悪化が予想される場合は、船舶が避難してくることが想定されるため、石材業者や漁業者の協力を得て効率的なスペースの利用に努める。

(開かれた港湾を目指した利用促進のための取組)

- 港を賑わいの空間とするため、港を利用する石材業者や漁業者等と連携するとともに、地元の商工業や漁業の振興を目的としたイベントを展開し、町行政と商工業者・漁業者が協力して、港の活性化に努める。
- 施設利用の促進に関しては効率的かつ多くの利用を図るために、町の広報紙やホームページなど情報発信に努める。
- イベントについては、地元の新聞社など様々なメディアに協力を仰ぎ、賑わいの空間とするPR活動を行う。
- クルージングツアーの寄港地として、県や事業者からの働きかけがあれば積極的に協力し、周辺の港と連携し、海上交通の普及に努める。

(利用者への対応、利用料金)

- 開かれた港を目指し多様化する利用者のニーズに応えるため、利用者に対しての意見・要望の把握に加え、イベント来場者や臨時利用者からの意見・要望も積極的に聞き取りを行い、それらを実際の運営や業務改善に活かす。

(事故防止等)

- 平常時の事故発生への対応の基本方針を示すため、別に事故防止マニュアルを作成していくとともに、石材業者・漁業者・ヨット利用者等を町で実施している防災訓練等へ積極的な参加を推進し、事故防止意識の普及に努めるとともに、日常の巡視業務における海面監視など、常日頃から事故防止に努める。
- 出艇届の提出について、日頃から、ヨット利用者等への指導を徹底する。また、出艇を予定している艇には、気象情報を提供するなど、利用者の安全に最大限配慮する。

(災害・荒天時対応業務)

- 地震、津波の対応（マニュアルによる職員の行動規範あり）
 - ① 地震発生
 - ② 情報収集 …… 震度、津波警報等発表の有無、到達時間、出艇者の情報収集
 - ③ 情報伝達 …… 港内放送等により、利用者への情報伝達
 - ④ 避難誘導 …… 避難場所等への利用者の避難誘導
 - ⑤ 関係機関報告 …… 被害状況等について小田原土木センターに報告
- 高潮・波浪等の荒天時の対応
 - ① 高潮・波浪警報発表
 - ② 情報収集 …… 出艇者の情報収集
 - ③ 情報伝達 …… 港内放送等により、利用者への情報伝達
 - ④ 避難誘導 …… 避難場所等への利用者の避難誘導
 - ⑤ 関係機関報告 …… 被害状況等について小田原土木センターに報告
- 大規模災害等発生時に緊急物資受入港として機能するよう県が行う施設の利用制限に最大限協力する。
- 町主催の訓練などにより緊急時における地域・関係団体との緊密な連携を構築する。

(地域と連携した魅力ある施設づくり)

- 真鶴港みなとまちづくり協議会により、「真鶴なぶら市」と共催した事業として、ヨットや巡視艇の体験乗船を実施するとともに、新たな事業展開に努める。
- 観光ボランティアによる港の魅力紹介や、NPO法人による磯の観察会を通じて海洋環境の保護と海の魅力を発信していただいている。

II 管理経費の節減等

(節減努力等)

提案額	①	95,424,000円
県が提示した積算価格	②	95,424,000円
削減額	①-②	0円

削減率 0%

※ 予定する指定期間（令和7年度～令和10年度）の総額

III 団体の業務遂行能力

(人的な能力、執行体制)

- 真鶴港の安全を確保し、機能を効率的に運用できる人員を必要最小限で確保する。
- 関係各団体・地域との連携及び地理的状況や歴史的背景を基に各種事業の展開が図られる人員を配置し、さらに専門知識や経験を有する会計年度職員を多方面から中立の立場で雇用し、港湾管理業務に対応できるよう配置する。
- 専任担当1名、輪番制による会計年度任用職員7名により対応し、港湾管理事務所には常時2～3名が勤務する。

(コンプライアンス、社会貢献)

- 障がい者の雇用については、町として3名を雇用し法定雇用率を充足している。
- 港湾管理事務所及び琴ヶ浜トイレのトイレトーパーについては、地域の障がい者及びその家族を支援するNPO法人から購入する。
- 手話教室への職員の参加を積極的に促すとともに、手話対応できない場合においても、磁気ボードを活用するなど、円滑なコミュニケーションができるよう努める。
- SDGs 目標14（海の豊かさを守る）への取組として、民間団体等による海岸美化活動を実施しマイクロプラスチックごみも回収するとともに、教育委員会による磯の観察会を通じて海洋環境の保護と海の豊かさを学習する事業を展開する。

(事故・不祥事への対応、個人情報保護)

- 前町長による選挙人名簿の持ち出し等の不祥事が発生したが、再発防止として、庁舎及び文書保管庫の入退管理の徹底や防犯カメラの設置、職員に対するコンプライアンス研修の実施等、ハード面並びにソフト面においても情報管理体制の強化を図った。

(これまでの実績)

- 真鶴港は石材業者、漁業者、ヨット利用者、民間マリーナ及び遊覧船事業者が混在しており、これらの権利関係が複雑に絡む真鶴港においては公平中立な利用調整と管理運営が求められるところであるが、令和5年度まで大きなクレーム・事故もなく施設の運営をしていた。
- 港を賑わいの空間として位置づけ、イベントを数多く企画・開催することにより港の利用促進と効率的な運営に努めてきた。併せて、観光資源として、ホームページや広報紙等により発信することにより、港周辺を訪れる人が増えている。

(2) 委員会の採点結果

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	各委員による 仮採点結果(順不同)					委員会 としての 評価 点
					A	B	C	D	E	
一 サービスの向上(55)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な運営方針、考え方 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	4	4	3	5	5	4
	2 施設の維持管理	(1) 維持管理業務	①清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	5	4	3	3	4	4	4
		(2) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針	5	5	3	3	4	4	4
		(3) 利用調整業務	①業態の異なる複数事業者間(石材事業者、漁業者等、ヨット利用者等)の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10	10	6	6	10	8	8
	3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 開かれた港湾を指した利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③港の賑わいを創出するイベントの開催など施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ④海上交通の普及啓発など、周辺の港との連携に向けた取組に対する考え方	10	8	8	6	8	8	8
		(2) 利用者への対応、利用料金	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応	5	4	4	3	4	3	4
	4 事故防止等安全管理	(1) 事故防止等	①通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針 ④急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5	4	4	3	4	2	3
		(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県への協力等についての実施方針 ②感染症等の感染拡大時の対応方針 ③災害時における緊急物資受入港としての対応方針	5	5	4	3	4	4	4
	5 地域と連携した魅力ある施設づくり	(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり	①地域人材の活用、地域との協体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ②地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	5	4	4	5	4	4

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	各委員による 仮採点結果(順不同)					委員会 としての 評価点
					A	B	C	D	E	
Ⅱ 管理経費の 節減等 (20)	6 節減 努力等	(1) 節減 努力等	(県が指定管理者に指定管理料を支払う施設) 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」 のうち、高い金額 $\frac{\text{提案額} - \text{積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額}}{\text{提案額}} \times 20$ 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。	20	20					20
			Ⅲ 団体の業務遂行能力 (25)	7 人的 な能力、 執行体制	(1) 人的 な能力、 執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	4	3	3
8 財政 的な能力	(1) 財政 的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い		5	2					2
9 コン プライ アンス、 社会貢 献	(1) コン プライ アンス、 社会貢 献	①指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ④障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ⑤手話言語条例への対応 ⑥社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組		5	5	4	3	4	4	4
10 事故・ 不祥事 への対応、 個人情報 保護	(1) 事故 ・不祥 事への 対応、 個人情 報保護	①申請開始日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ②個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況		5	4	4	3	4	3	4
11 これ までの 実績	(1) これ までの 実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ②県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	4	3	4	4	4	4	

(3) 評価講評

- ◇ 評価できる内容については、次のようなものがあつた。
 - ・ 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」について、石材業者や漁業者等による多様な利用があることを理解したものとなっている。
 - ・ 「維持管理業務」について、過去の実績として大きなクレームや事故もなく運営できていたことから、今後も適切に運営ができるものと考えられる。

- ◆ 今後の期待、要望としては、次のようなものがあつた。
 - ・ 「事故防止等」について、港湾の指定管理者としてヨット利用者への安全対策をしっかり行うために、国際VHF無線機などの備付けを呼びかけるべきである。
 - ・ 「財政的な能力」について、令和2～4年度にかけて町の財政は徐々に良くなってきているが、長期延滞債権や長期貸付金については、早期の回収（回収可能性に懸念がある場合は徴収不能引当金を計上するなどの対応の検討）が必要であること、ふるさと納税の活用や経費削減などにより累積損失の解消に向けた措置の検討が必要であることに留意されたい。

7 議事概要（主要論点）

<「委員会としての評価点」の決定方法>

（委員長） 各委員の仮採点結果を踏まえ、委員会としての評価点を決める。項目ごとに委員の意見を確認の上、評価点を決めることとし、基本的に各委員の平均点を四捨五入で取ることとしたいが、良いか。

（各委員） 異議なし。

< Iサービスの向上「1 (1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」についての審査過程>

（委員） 石材業者や漁業者等による多様な利用があることを理解したものとなっている。

（採点結果） 各委員の平均点を取った。

委員会としての評価点：4点

< Iサービスの向上「2 (1) 維持管理業務」についての審査過程>

（委員） 過去の実績として大きなクレームや事故もなく運営できていたことから、今後も適切に運営ができるものと考えられる。

（採点結果） 各委員の平均点を取った。

委員会としての評価点：4点

< Iサービスの向上「2 (2) 利用承認業務」についての審査過程>

（委員） 真鶴町の人口や組織規模に鑑みると、よく考えられているといえる。

（採点結果） 各委員の平均点を取った。

委員会としての評価点：4点

< Iサービスの向上「2 (3) 利用調整業務」についての審査過程>

（委員） 適切に提案されている。

（採点結果） 各委員の平均点を取った。

委員会としての評価点：8点

< Iサービスの向上「3 (1) 開かれた港湾を目指した利用促進のための取組」についての審査過程>

（委員） 適切に提案されている。

（採点結果） 各委員の平均点を取った。

委員会としての評価点：8点

< Iサービスの向上「3 (2) 利用者への対応、利用料金」についての審査過程>

（委員） 適切に提案されている。

（採点結果） 各委員の平均点を取った。

委員会としての評価点：4点

< Iサービスの向上「4 (1) 事故防止等」についての審査過程>

（委員） 港湾の指定管理者としてヨット利用者への安全対策をしっかりと行うために、国際VHF無線機などの備え付けを呼びかけるべきである。

（採点結果） 各委員の平均点を取った。

委員会としての評価点：3点

<Ⅰサービスの向上「4(2)災害・荒天時対応業務」についての審査過程>

(委員) 適切に提案されている。
(採点結果) 各委員の平均点をとった。
委員会としての評価点：4点

<Ⅰサービスの向上「5 地域と連携した魅力ある施設づくり」についての審査過程>

(委員) 適切に提案されている。
(採点結果) 各委員の平均点を取った。
委員会としての評価点：4点

<Ⅲ団体の業務遂行能力「7 人的な能力、執行体制」についての審査過程>

(委員) 適切に提案されている。
(採点結果) 各委員の平均点を取った。
委員会としての評価点：4点

<Ⅲ団体の業務遂行能力「8 財政的な能力」についての審査過程>

(委員) 「財政的な能力」について、令和2～4年度にかけて町の財政は徐々に良くなってきているが、長期延滞債権や長期貸付金については、早期の回収（回収可能性に懸念がある場合は徴収不能引当金を計上するなどの対応の検討）が必要であること、ふるさと納税の活用や経費削減などにより累積損失の解消に向けた措置の検討が必要であることに留意されたい。
(採点結果) 経理に関する識見を有する委員の採点を評価点とした。
委員会としての評価点：2点

<Ⅲ団体の業務遂行能力「9 コンプライアンス、社会貢献」についての審査過程>

(委員) 適切に提案されている。
(採点結果) 各委員の平均点を取った。
委員会としての評価点：4点

<Ⅲ団体の業務遂行能力「10 事故・不祥事への対応、個人情報保護」についての審査過程>

(委員) 適切に提案されている。
(採点結果) 各委員の平均点を取った。
委員会としての評価点：4点

<Ⅲ団体の業務遂行能力「11 これまでの実績」についての審査過程>

(委員) 石材業者や漁業者等による多様な利用があることを理解しており、適切な利用調整業務を実施した過去の実績がある。
(採点結果) 各委員の平均点を取った。
委員会としての評価点：4点